

京都市職員の退隠料等に関する条例の一部を改正する条例（平成20年6月20日  
京都市条例第4号）（総務局人事部厚生課）

株式会社日本政策金融公庫法の施行により、国民生活金融公庫等が株式会社日本政策金融公庫に統合されることに伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、平成20年10月1日から施行することとしました。

京都市職員の退隠料等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年6月20日

京都市長 門川大作

京都市条例第4号

京都市職員の退隠料等に関する条例の一部を改正する条例

京都市職員の退隠料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(総務局人事部厚生課)